

公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター役員等報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号、定款第13条及び第26条の規定に基づき、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の役員等の報酬の支給の基準並びに役員等の費用弁償の支給の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター定款（以下「定款」という。）第20条に規定する理事及び監事並びに定款第10条に規定する評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、定款に基づき無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事の報酬は、別表に基づき支給する。ただし、使用人及び高知県又は市町村の常勤職員が当該理事を兼ねた場合の報酬は、支給しない。

3 前項に規定する報酬の支給方法は、次によるものとする。

- (1) 新任又は辞職等による離職が月の中途である時は、新任の日から又は離職の日までを日割計算して支給する。
- (2) 死亡により離職した時は、死亡の月までを支給する。
- (3) 報酬の支給日は、毎月16日とし、これにより難しい場合は高知市の例による。

(通勤手当)

第4条 常勤の理事の通勤手当は、センター職員給与規程第12条第1項の規定する支給要件に該当する場合に支給する。

2 通勤手当の月額を、センター職員給与規程第12条第1項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、センター職員給与規程の適用を受ける者の例による。

(旅費)

第5条 役員等がセンターの用務のため旅行するときの旅費については、高知市長等の給与、旅費等に関する条例（昭和26年高知市条例第13号）の例によるものとし、その旅費の額については同条例第8条を準用する。ただし、高知市の職員を兼ねる役員等については高知市職員等旅費条例（昭和36年高知市条例第38号）の例による。

2 非常勤の役員等が、理事長の要請に応じ、理事会、評議員会に出席した場合は、費用弁償として、2,200円を支給する。ただし、定款第31条第2項の規定により役員等が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は委任した場合若しくは高知県又は市町村の常勤職員が当該役員等を兼ねた場合には、これを支給しないものとする。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。ただし、期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成6年9月17日から施行し、平成6年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 30 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 29 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表

報酬等の支給基準

号	報 酬 月 額	期 末 手 当 額
第 1 号	2 4 8, 0 0 0 円	6 月 期 4 0 2, 0 0 0 円 以 内 12 月 期 4 0 2, 0 0 0 円 以 内
第 2 号	2 5 8, 0 0 0 円	6 月 期 4 6 8, 0 0 0 円 以 内 12 月 期 4 6 8, 0 0 0 円 以 内
第 3 号	2 6 8, 0 0 0 円	6 月 期 5 3 4, 0 0 0 円 以 内 12 月 期 5 3 4, 0 0 0 円 以 内
第 4 号	2 7 8, 0 0 0 円	6 月 期 6 0 0, 0 0 0 円 以 内 12 月 期 6 0 0, 0 0 0 円 以 内